

四日市市告示第343号

四日市市民間保育所1歳児保育強化推進事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり定める。

平成28年6月3日

四日市市長 田中俊行

四日市市民間保育所1歳児保育強化推進事業実施要綱の一部を改正する要綱
四日市市民間保育所1歳児保育強化推進事業実施要綱（昭和63年施行）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(運営費市単加算)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 運営費市単加算の単価は、1歳児1人につき、月25,278円とする。<u>ただし、1歳児が月途中で入所し、又は退所した場合の単価は、2分の1の額とする。</u></p> <p>(運営費市単加算の交付請求)</p> <p>第8条 前条第1項に規定する運営費市単加算の交付を受けようとする民間保育所の設置者又は長（以下「<u>請求者</u>」という。）は、<u>月ごとに</u>四日市市民間保育所1歳児保育強化推進事業費（運営費市単加算）請求書（第1号様式。以下「請求書」という。）<u>を</u>市長に提出しなければならない。</p> <p><u>この場合において請求者は、四日市市基準保育士等配置状況調書（第2号様式。以下「調書」という。）を毎月初日に市長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>請求者</u>は、市長からその他必要と認</p>	<p>(運営費市単加算)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 運営費市単加算の単価は、1歳児1人につき、月25,278円とする。</p> <p>(運営費市単加算の交付申請)</p> <p>第8条 前条第1項に規定する運営費市単加算の交付を受けようとする民間保育所の設置者又は長（以下「<u>申請者</u>」という。）は、四日市市民間保育所1歳児保育強化推進事業費（運営費市単加算）請求書（第1号様式。以下「請求書」という。）<u>に四日市基準保育士等配置状況調書（第2号様式。以下「調書」という。）を添付して別に指定する期日までに</u>市長に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>申請者</u>は、市長からその他必要と認</p>

める報告書の提出を求められたときは、遅滞なく当該報告書を提出しなければならない。

(運営費市単加算の交付)

第10条 途中入所又は退所により対象1歳児の数に変更が生じたときは、翌月以降に精算するものとする。ただし、3月分については、この限りでない。

める報告書の提出を求められたときは、遅滞なく当該報告書を提出しなければならない。

(運営費市単加算の交付)

第10条 途中入所又は退所により対象1歳児の数に変更が生じたときは、翌月以降に精算するものとする。

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

**四日市市民間保育所1歳児保育強化推進事業費
（運営費市単加算）請求書**

平成 年度 月分 1歳児保育強化推進事業にかかる運営費市単加算分として
次のとおり請求します。

平成 年 月 日

住 所

施 設 名

代表者氏名

四日市市長 様

請 求 金 額 円

請 求 内 訳

1歳児	初日入所人員	前月1日入所 人員精算	人 員 計	運営費加算単価	金 額 計
	人	人	人	円	円
前月までの 月途中入退所 精算	入 所 ①	退 所 ②	人 員 計 ①-②	運営費加算単価	金 額 計
1歳児	人	人	人	円	円
3月途中 入退所	入 所 ①	退 所 ②	人 員 計 ①-②	運営費加算単価	金 額 計
[3月請求分 のみ使用欄]	人	人	人	円	円

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市市民間保育所1歳児保育強化推進事業実施要綱の規定は、平成28年6月分以後の運営費市単加算の支払いから適用し、同月分前の運営費市単加算の支払いについては、なお従前の例による。

(こども未来部保育幼稚園課)